

平成23年三条市議会第5回定例会請願文書表

受理番号	第 23 号	受理年月日	平成23年12月9日
件名	緊急事態基本法の早期制定を求め る意見書提出に関する請願		
紹介議員	西川重則君 久住久俊君 杉井 旬君 笹川信子君 佐藤宗司君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>日ごろ市政推進に御尽力くださいまして、大変感謝しております。</p> <p>さて、三条市におきましては二度にわたる地震と大水害からの迅速な復旧が願われております。どのような大災害が起きようとも、一人一人が落ち着いて安全に避難対処できる仕組みをつくっていかねればなりません。市民の生命、財産及び人権を最優先に守る責務が国及び地方自治体に強く願われております。この度の7・29の大水害の対応は、7・13水害の教訓が生かされていたことは大いに評価いたしております。</p> <p>ところが、今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初想定外という言葉に代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動体制、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果更に被害の拡大を招く可能性があります。</p> <p>平成16年5月にはそれらの不備を補足するべく、自民、民主、公明の3党が緊急事態基本法の制定で合意しましたが、今日まで制定されていません。昨年来、中国漁船による尖閣諸島沖での衝突事件、ロシア大統領による北方領土の訪問、北朝鮮による韓国哨戒艦沈没や延坪島砲撃事件など、自然災害や原発事故以外にも国民の生命、財産、安全を脅かしかねない数多くの事態が発生しているがゆえに、貴議会におかれましては次の事項を求める意見書を国会及び政府に提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <p>1 早急に緊急事態基本法を制定すること。</p>			

付託委員会

総務文教常任委員会